

みなかみ町子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 18 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、みなかみ町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) みなかみ町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) その他の子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の定数は、20 人以内とする。

3 特別の事項を検討するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みなかみ町条例第39号）の一部を次のように改正する。